





## ⇒⇒⇒審査請求書の抜粋

### (2) 審査請求の理由

① 公文書不存在決定処分の際に付された文書中の不存在の理由については、「町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 11 条に、当該会計帳簿は、政務活動費の交付を受けた会派の代表者が備えることと規定されていますが、町田市議会議長への提出義務については、規定されていません。従って、実施機関である町田市議会としては、ご請求の公文書は保有していません」と説明されている。

条例施行規則第 11 条にある、会計帳簿は会派の代表者が備えることの意義の備えるとは、いつでもそれを開示することに対応することを、当然含んでいます。備えるとはそういう意味です。

したがって、議長への提出義務を規定していないからといって開示しない理由にはなりません。

ちなみに情報公開の請求が議長に対して出されたならば、当然議長は、各会派に提出を命じなければなりません。したがって、公文書の不存在決定は不当です。

### \*補足理由

◇2014 年度、町田市議会政務活動費(2013 年度)について、町田市監査委員の監査が入り、2015 年 2 月 23 日に監査結果が、町田市議会議長、町田市長あてに報告された。内容は 2013 年度に執行された 13 会派に係る政務活動費についての監査だが、各会派の会計帳簿について、「会計帳簿の整備を確認出来たのは 1 会派、2 会派については不備があったものの確認できたが、これらを除く会派については不明」とあった。

◇監査委員の指摘を受け 2015 年 3 月 27 日、第 15 期町田市議会改革調査特別委員会が発足。全 13 回の委員会については、町田市政を考える会・草の根は全てを傍聴している。ところが、会計帳簿についての議論はほとんどなく、やっと議題となった第 12 回(2015 年 11 月 20 日)の委員会で、熊沢あやり委員長の「皆さんそれなりにきちんとつけておりますので」という一言で、議論は終了している。

町田市監査委員は「ない、あるいは不備である」といい、議員は「きちんとつけている」という、町田市議会政務活動費の各会派の会計帳簿について、あるのかわからないのか、町田市議会として市民に説明する責任がある。

◇町田市議会の議員報酬、政務活動費、議会費用はすべて市民の税金です。

税金の用途を記録したものを非公開にする理由はありません。

これは自明のことです。

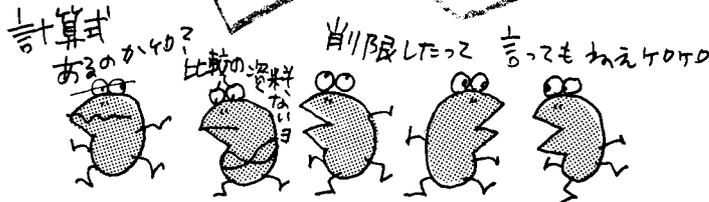
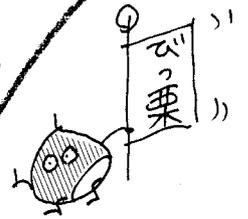


2017年度の町田市議会の議会費の総額は5億1,520万6千円。

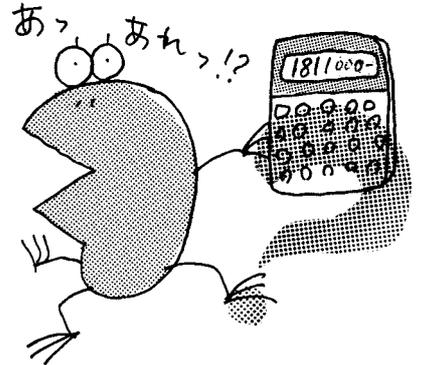
- 市議会議員（定員36人）の人件費は、合計4億5,096万7千円。  
議員報酬、2億3,904万円。期末手当（ボーナス）は1億1,713万円。  
議員共済費、9,479万6千円、公務災害保証費が1千円。

- 議会活動費は、総額6,423万9千円。

一番金額が大きい費用は、政務活動費2,592万円です。議員費用弁償費、500万円。  
タブレット端末関連費、243万5千円。「市議会だより」印刷費、300万円。  
「市議会だより」配布委託料、387万2千円。電話料、236万5千円。他…。



おどろき  
桃のき  
山椒のき  
町田市議会？不思議のき？！



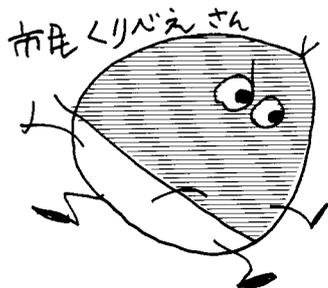
**タブレット端末導入前よりも  
なんと・・・181万1千円も 議会の費用がかさんでる!?**



町田市議会が導入したタブレット端末。2017年度は、年間243万5千円の予算が組まれています。ある市議会議員の個人ニュースで、「昨年の9月議会と12月議会では、関係費用のうち人件費では28万円、FAX送信費では約1万2千円、用紙代では約2万円（A4用紙4万枚）、合計31万2千円の削減効果があった」との記事を読みました。

早速、今月2日、議会事務局を訪ね、担当者にこれらの数値の算出根拠をたずねましたが、答えられない…。算出根拠のない数字は、全く信用できません。最初にも書きましたが、タブレットには年間243万5千円の費用がかかります。仮に、昨年の9月と12月の2回で合計31万2千円の削減効果を参考にとすると、3月、6月と定例会がありますから一年間で62万4千円の削減効果があると考えられます。この理屈でいくと、2017年度は、差し引き、181万1千円となり、タブレット導入前よりも議会の費用はかさんでいることとなります！

ただし、算出根拠が示されていないので、正しいがどうかは不明ですが…。



米青査あは  
立場の議会は  
算出根拠を  
市民に明らかにする  
責任がある。くり!

